

令和4年度決算に基づく新潟市健全化  
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新潟市監査委員



# 令和4年度決算に基づく新潟市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

## 第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

- 1 関係法令に基づき適正に算定されているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

## 第5 審査の主な実施内容

各算定様式及び根拠資料の照合、年度比較等の分析のほか、関係職員に対する質問等

## 第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所  
監査委員事務局執務室等
- 2 実施日程  
令和5年7月31日から令和5年8月30日まで

## 第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は、次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	－ (－)	11.25%
連結実質赤字比率	－ (－)	16.25%
実質公債費比率	11.7% (11.0%)	25.0%
将来負担比率	126.7% (124.0%)	400.0%

※「－」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(＝黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

※( )内は前年度の比率である。

### 2 資金不足比率

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－ (－)	20.0%
水道事業会計	－ (－)	
病院事業会計	－ (－)	
中央卸売市場事業会計	－ (－)	
と畜場事業会計	－ (－)	

※「－」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※( )内は前年度の比率である。

## 第8 健全化判断比率の概要及び意見

### 1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和4年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分（会計名等）		令和4年度 実質収支額	令和3年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	一般会計	5,697,112	6,905,164	△1,208,052
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	740,075	660,672	79,403
	土地取得事業会計	0	0	0
合計(a)		6,437,187	7,565,836	△1,128,649
標準財政規模(b)		238,150,751	244,031,477	△5,880,726
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(16,554,572)	(28,318,781)	(△11,764,209)
実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、令和4年度の一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されなかった。

## 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和4年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分 (会計名等)		令和4年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	令和3年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
一般会計等	一般会計	5,697,112	6,905,164	△1,208,052
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	740,075	660,672	79,403
	土地取得事業会計	0	0	0
公営企業 以外の 公営事業会計	国民健康保険事業会計	210,283	491,910	△281,627
	介護保険事業会計	2,586,855	1,400,049	1,186,806
	後期高齢者医療事業会計	20,178	16,367	3,811
公営企業会計 (法適用)	水道事業会計	6,741,058	6,829,523	△88,465
	病院事業会計	8,596,323	8,553,439	42,884
	下水道事業会計	988,138	1,968,501	△980,363
公営企業会計 (法非適用)	中央卸売市場事業会計	1	1	0
	と畜場事業会計	2	1	1
合計(a)		25,580,025	26,825,627	△1,245,602
標準財政規模(b)		238,150,751	244,031,477	△5,880,726
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(16,554,572)	(28,318,781)	(△11,764,209)
連結実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、令和4年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。（市の全会計に加え、新潟市が構成団体のひとつとして加入している一部事務組合、広域連合等を含む。）

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \text{の3か年平均（小数点第2位以下切り捨て）}$$

- ① 元利償還金      ② 準元利償還金      ③ ①又は②に充てられる特定財源  
 ④ 算入公債費及び算入準公債費の額      ⑤ 標準財政規模

令和4年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和4年度 ア	令和3年度 イ	令和2年度 ウ	令和元年度 エ	比較増減 ア－イ
① 元利償還金	42,161,909	40,946,601	39,478,466	38,937,431	1,215,308
② 準元利償還金	23,918,665	22,274,956	21,900,955	21,212,544	1,643,709
③ ①又は②に充てられる特定財源	6,556,251	6,707,265	6,549,973	6,485,950	△151,014
④ 算入公債費及び算入準公債費の額	33,290,634	32,951,184	32,372,888	32,046,542	339,450
⑤ 標準財政規模	238,150,751	244,031,477	233,709,954	229,508,356	△5,880,726
実質公債費比率（単年度）	12.80566	11.16310	11.15371	10.94768	1.64256
令和4年度実質公債費比率 （3か年平均）（ア＋イ＋ウ）/3	11.7				
令和3年度実質公債費比率 （3か年平均）（イ＋ウ＋エ）/3		11.0			

令和4年度の実質公債費比率（3か年平均）は11.7%で、前年度より0.7ポイント悪化した  
 が、早期健全化基準の25%を下回った。

これは、令和元年度の比率に比べ、当年度の比率が1.9ポイント悪化したことから、3か  
 年平均に影響しているものである。

単年度比較では、元利償還金や、満期一括償還地方債の積立額などの準元利償還金が合  
 わせて28億5,902万円増加したほか、主に臨時財政対策債発行可能額の減などにより標準  
 財政規模が58億8,073万円減少したことにより、前年度より悪化した。

#### 4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。（対象会計の範囲は、実質公債費比率算定の対象会計に加え、地方公社、第3セクター等も含む。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等 ③ 標準財政規模 ④ 算入公債費等の額

令和4年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和4年度	令和3年度	比較増減
<b>① 将来負担額</b>	<b>916,064,431</b>	<b>925,784,959</b>	△9,720,528
地方債の現在高	659,349,072	667,056,145	△7,707,073
債務負担行為に基づく支出予定額	8,973,537	9,067,318	△93,781
公営企業債等繰入見込額	174,727,099	174,908,100	△181,001
組合負担等見込額	381,462	405,307	△23,845
退職手当負担見込額	72,625,657	74,348,089	△1,722,432
設立法人の負債額等負担見込額	7,604	0	7,604
<b>② 充当可能財源等</b>	<b>656,489,112</b>	<b>663,852,911</b>	△7,363,799
充当可能基金	40,747,207	42,556,596	△1,809,389
充当可能特定歳入	79,699,541	80,876,953	△1,177,412
基準財政需要額算入見込額	536,042,364	540,419,362	△4,376,998
<b>③ 標準財政規模</b>	<b>238,150,751</b>	<b>244,031,477</b>	△5,880,726
<b>④ 算入公債費等の額</b>	<b>33,290,634</b>	<b>32,951,184</b>	339,450
<b>将来負担比率 (①-②) / (③-④)</b>	<b>126.7</b>	<b>124.0</b>	2.7

令和4年度の将来負担比率は126.7％で、前年度より2.7ポイント悪化したが、早期健全化基準の400％を下回った。

これは、地方債の現在高などの将来負担額が97億2,053万円減少したものの、基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等が73億6,380万円、臨時財政対策債発行可能額の減などにより標準財政規模が58億8,073万円それぞれ減少したことの影響が大きく、前年度より悪化した。

## 第9 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(営業収益の規模)に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率(法適用)} &= \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}} \\ \text{資金不足比率(法非適用)} &= \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}} \end{aligned}$$

※法適用：地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を公営企業会計方式で行っているもの。

※法非適用：地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

### 1 公営企業(法適用)

#### (1) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	<b>△988,138</b>	△1,968,501	980,363
流動負債等 a	<b>3,632,878</b>	4,390,907	△758,029
流動資産等 b	<b>4,621,016</b>	6,359,408	△1,738,392
事業規模 B	<b>20,673,049</b>	20,818,614	△145,565
資金不足比率 A/B	—	—	—

#### (2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	<b>△6,741,058</b>	△6,829,523	88,465
流動負債等 a	<b>5,337,153</b>	4,719,505	617,648
流動資産等 b	<b>12,078,211</b>	11,549,028	529,183
事業規模 B	<b>14,220,869</b>	14,347,537	△126,668
資金不足比率 A/B	—	—	—

(3) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	<b>△8,596,323</b>	△8,553,439	△42,884
流動負債等 a	<b>2,900,485</b>	2,738,317	162,168
流動資産等 b	<b>11,496,808</b>	11,291,756	205,052
事業規模 B	<b>22,622,965</b>	21,409,100	1,213,865
資金不足比率 A/B	—	—	—

2 公営企業（法非適用）

(1) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	<b>△1</b>	△1	0
歳出額等 a	<b>1,754,880</b>	1,226,179	528,701
歳入額等 b	<b>1,754,881</b>	1,226,180	528,701
事業規模 B	<b>562,359</b>	523,200	39,159
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) と畜場事業会計資金不足比率

と畜場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

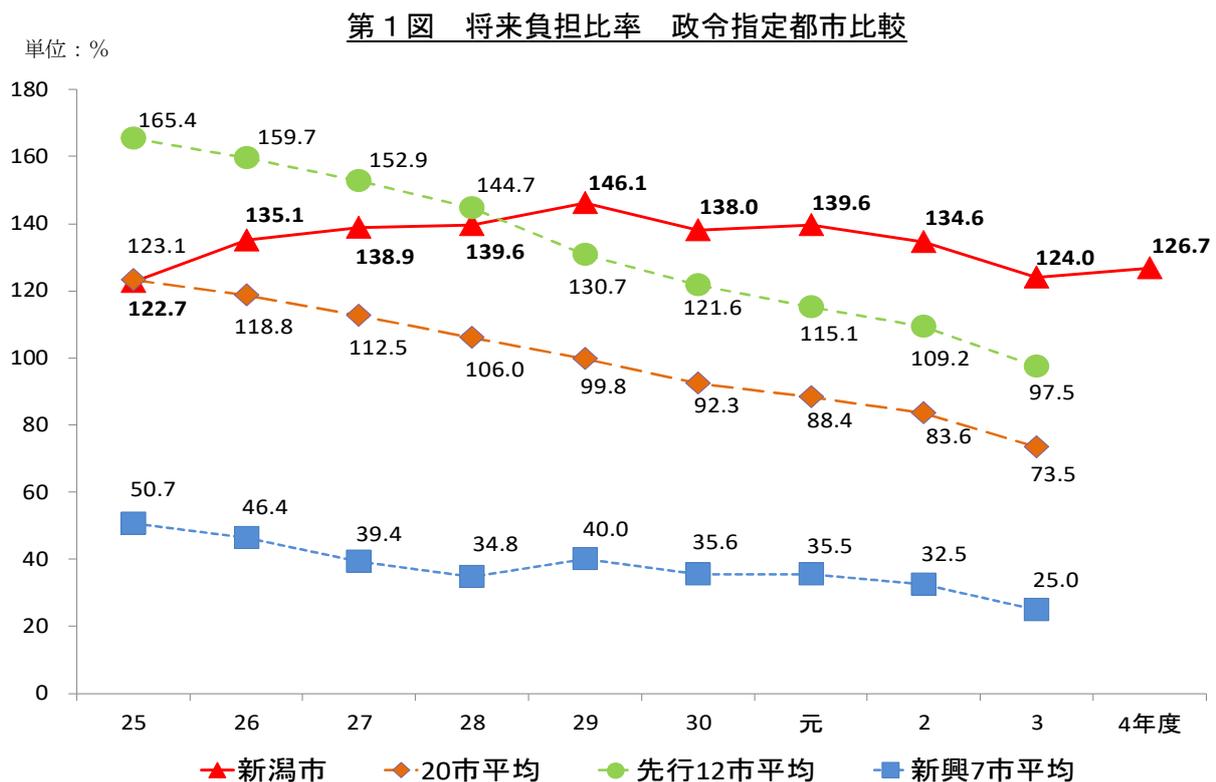
区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	<b>△2</b>	△1	△1
歳出額等 a	<b>333,983</b>	238,473	95,510
歳入額等 b	<b>333,985</b>	238,474	95,511
事業規模 B	<b>131,245</b>	132,249	△1,004
資金不足比率 A/B	—	—	—

## 第10 総括意見

当年度における実質公債費比率は3か年平均で11.7%、将来負担比率は126.7%で、ともに早期健全化基準を下回った。

実質公債費比率は、令和4年度単年度では約12.8%と前年度に比べ1.6ポイント上昇した。平成29年度以降上昇傾向にあることから、今後もその推移に留意しながら、健全な財政運営にあたられたい。

また、将来負担比率は、前年度に比べ2.7ポイント上昇したが、これは、前年度決算が令和2年度決算に比べ、普通交付税が大幅に増加したことなど、新型コロナウイルス禍の影響を大きく受けた特殊な決算だったことにより、標準財政規模が著しく増加し、前年度の比率が大幅に良化していたためである。近年の状況を見ると、平成29年度をピークに低下傾向にあるものの、他の政令指定都市との比較では、依然として高い水準で推移していることから【第1図】、地方債残高の縮減を図るなど、引き続き将来負担比率の着実な低減に取り組むことにより、健全な財政基盤の構築に努められたい。



※先行12市：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

※新興7市：さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市

※「財政状況資料集」（総務省）等より、独自に作成